

令和3・4年度 第1回高崎市公民館運営審議会 会議録

開催日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分から2時27分

開催場所 高崎市中央公民館 集会ホール

議題

- 1 公民館運営審議会長、副会長の選出について
- 2 公民館運営審議会について
- 3 令和元・2年度答申について

公開・非公開区分 公開

出席委員 (16人)

串田昭光委員 ・ 三澤憲一委員 ・ 小屋美香委員 ・ 林恒徳委員
湯浅賢一委員 ・ 山崎紫生委員 ・ 小見勝栄委員 ・ 植原孝行委員
戸塚光久委員 ・ 山口堅二委員 ・ 中司恵理委員 ・ 丸茂ひろみ委員
岡田文男委員 ・ 新利恵子委員 ・ 秋山美和子委員 ・ 小高広大委員

欠席委員 (4人)

前島朗委員 ・ 櫻井怜委員 ・ 星野雅代委員 ・ 内田祥子委員

成立 高崎市公民館運営審議会規則 第4条第2項による

事務局出席者

藍美香中央公民館長・茂原久美子社会教育課長・齋藤崇夫教育担当係長
錦部光樹次長・高橋勉次長・千保木優次長・黒澤圭吾次長・外處浩則次長
大村政彦次長・角田潤次長・平石貴文次長・木村智美主査・古川和江行政嘱託

傍聴定員 5人

傍聴者数 0人

所管部課名 教育部高崎市中央公民館

令和3・4年度 第1回高崎市公民館運営審議会 議事録

議事

1 公民館運営審議会長、副会長の選出について

事務局： 議事に入らせていただきます。

(1) 会長、副会長の選出についてですが、お配りしました「公民館運営審議会について」という資料の最後のページの裏面をご覧ください。高崎市公民館運営審議会規則第2条第1項に「審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める」とあります。また、第4条第1項に「審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる」とございます。これから会長、副会長を選出していただきますが、本日は第1回の会議ですのでそれまでの間、中央公民館長が仮の議長として進めさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【意義なしの声有り】

それでは、藍館長、よろしくお願いいたします。

中央公民館長： 会長が選出されるまでの間、暫時議事の進行を務めさせていただきます。議事の「公民館運営審議会長、副会長の選出」を行わせていただきます。

今、事務局から説明がありましたとおり、会長、副会長の選出は委員の互選によることとなっております。委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。

【意見なし】

ご意見が無いようでしたら、慣例により事務局案を提案させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声有り】

中央公民館長： それでは事務局案をお願いします。

事務局：事務局案といたしまして、会長に植原委員、副会長に小見委員を提案させていただきます。

植原委員は、高崎市の職員として社会教育課、中川・中央・南公民館などに勤務して、平成20年度に退職後は群馬大学、立正大学で講師非常勤講師を務められ、現在は東京福祉大学で講師を務めていらっしゃいます。また、前の期の令和元・2年度の会長を務めております。

また、小見委員については、教育委員、教育委員長としてご活躍いただき、現在は学童クラブの代表として、地域において活躍されております。平成27年から令和2年度までの3期間、副会長を務めております。

事務局案は以上です。よろしくお願いいたします。

中央公民館長：今、事務局から会長を植原委員、副会長を小見委員にお願いしたいとの提案がありましたが、いかがでしょうか。ご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

【一同、拍手で承認】

中央公民館長：ありがとうございました。皆様の拍手をもちまして承認いただいたものとします。会長に植原委員、副会長に小見委員が選出されました。

それでは、植原委員、小見委員は会長席、副会長席へお移りください。

就任にあたり、植原委員、小見委員にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長：皆さまのお力添えをいただき、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

副会長：コロナウイルス感染症拡大により、今までの日本人の生活にはなかったような新しい現象が起こって、これが世の中に定着して新しい社会像と当たり前になってしまったら大変だなと感じています。そういった中で公民館のあり方も今までの答申の中でよく議論されており、良い答申が出来ていると思っております。またそれを実践していくこと、成果を上げていくことは難しいことであるとも思っていますが、コロナによって起こっている新しい社会現象がそのまま世の中の流れに負けてしまい、新しい社会像になってしまうことを心配しております。幸いに植原会長は、色々な面で調査して、ご提言なされているのでその補佐が出来る自分でありたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中央公民館長： ありがとうございます。これより会長には、審議会規則第4条第1項により、進行をお願いいたします。

2 公民館運営審議会について

会長： それでは審議に入りたいと思います。議事の(2)公民館運営審議会について、事務局より説明をよろしくをお願いいたします。

事務局： お手元の「公民館運営審議会について」というホチキス止めの資料をご覧ください。再任の方もいらっしゃいますが、初めての会議ですので高崎市公民館運営審議会の概要について簡単にご説明させていただきます。

まず、初めに公民館運営審議会についてですが、(1)公民館運営審議会の設置については、社会教育法第29条で「置くことができる」と定められておりまして、それを受けて高崎市公民館条例第10条で設置することを定めています。

審議会の役割につきましては、社会教育法第29条の2にございますとおり「公民館運営審議会は、館長（高崎市では市内45館の公民館長で組織される高崎市公民館連絡協議会の会長である中央公民館長になります）の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもとする」ということが役割となっております。また、それに加えて、公民館運営審議会規則第5条にございますとおり、「館長の任命に関し、あらかじめ教育委員会の求めに応じ、意見を述べるもとする」ということで、中央公民館、倉渕公民館、榛名公民館、新町公民館、吉井公民館の5館の常勤職員の館長を除く、地区推薦の40館の館長の任命に関して、意見をいただくということが役割のひとつとなります。

運営につきましては、高崎市公民館運営審議会規則に定められておりますが、先ほどもご説明したように、会長、副会長をおき、審議会の会議は会長が招集し、会議の議長となるとされております。また、答申・提言の作成などの必要に応じて専門委員会を設けることができるとされております。例年、2年の任期の2年目に設置しております。

続きまして2ページをご覧ください。高崎市公民館運営審議会が設置されてから昨年度までの答申・提言のタイトルの一覧となっております。この後の議題にもございますが、直近の答申は、令和元・2年度に「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」という諮問に対する答申をいただいております。

次に3、4ページに令和元・2年度の審議会の実施状況を掲載しております。審議会は年5回、2年間で合計10回開催しております。その内年1回は高崎市公民館研究集会への参加となっております。今年度のスケジュールについては後ほど報告・連絡事項でご説明させていただきます。続いて4ページにございますように、令和2年度には、答申の作成にあたって専門委員会を3回開催し、その中で答申作成についてご協議いただいております。

5ページ以降につきましては、関係法令を抜粋して掲載しておりますので後ほどご一読いただければと思います。

また、お手元に令和2年度に市内の45の公民館で行われた事業の一覧と事業紹介が掲載されております「高崎市の公民館」という冊子をお配りさせていただきましたので後ほど参考にしていただければと思います。今年度より新たに委員となられた皆様には、前年度3月に審議会でご報告させていただきました、テーマごとに公民館事業をまとめた令和2年度高崎市公民館事業実績もお配りさせていただきましたので、こちらもあわせて後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長： 公民館運営審議会の説明が終わりました。これにつきまして委員の皆さまからご質問などございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この規則等に従って審議会を進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

3 令和元・2年度答申について

会長： それでは議題の(3)「令和元・2年度高崎市公民館運営審議会答申について」でございます。皆さまのお手元に答申がございますが、どんなふうを作成したか、流れを中心にご報告させていただきます。

令和2年の3月に高崎市公民館連絡協議会(館長会)から「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」という諮問をいただきました。その諮問に対する答申でございます。お配りしている答申をご覧ください。

目次がありますので、まず項目だけお話しします。「1 コロナ時代(withコロナ、Afterコロナ)の公民館活動を模索する」というテーマは(1)、(2)について、述べさせていただいております。次に「2 公民館における居場所づくりの実現を図る」でございますが、こちらも(1)、(2)で具体的に述べております。次に「3 地域づくりを担う人材(ボランティア等)の育成を図

る」では3つのテーマで述べさせていただいております。次に「4 公民館運営推進委員会活動の活性化を図る」です。公民館運営推進委員会とは地域の人々に委員になっていただいて地区公民館の運営を円滑に行うというシステムですが、この公民館運営推進委員会活動の活性化を図るということを4点に絞って提案させていただきました。

次のページをご覧ください。「5 公民館利用の利便性の向上を図る」ですが、例えば地区公民館の開館の延長や使用手続きの改善などにテーマを絞りまして、5つ提案させていただきました。次に「6 公民館職員の専門性の向上を図る」ですが、こちらは3点提案させていただきました。公民館の運営や事業計画や展開に関する専門性を持った職員の配置については法制度の発足当初から言われているわけですが、その取り組みは各自治体に任せられているので、高崎でもさらに取り組んだらどうだろうかというものでございます。

この答申がどのように作成されたかと言いますと、昨年3月に諮問をいただきまして、そして4月～6月に渡って全委員の皆様には諮問に関する意見を文書で寄せていただきました。それを7月、9月の審議会でお一人ずつ発表していただきました。20人の委員さんのうち12人の委員さんにご意見をいただきました。それに併わせて10人の委員さんに専門委員になっていただき、専門委員会では寄せられた意見を下地に更に踏み込んで6つの章立をして、答申原案を作成しました。1月の専門委員会で原案を成文化し、2月の審議会では他の委員さんからもご意見やご指摘をいただきました。それを更に専門委員会で検討、修正をしまして3月の最後の審議会にて高崎市公民館連絡協議会長（中央公民館長）に答申したわけでございます。

以上で答申の報告を終わります。具体的なことについては答申をお読みいただいて、新しい委員さんは次回の審議会やその後に適宜ご意見などをいただければ幸いです。

今の説明についてご意見がございましたらお願いします。

無ければこの議題については、終わりにさせていただきます。

本日の議題は、ここまでですが、私の方からひとつお願いがございます。今期新しく委員になられた方々に抱負をお話ししていただければありがたいと思っております。突然のお願いで恐縮ですが、本日ご出席されている新しい委員さんにつきまして、よろしく願いいたします。

市議会選出委員： お世話になります。

私の地元である新高尾公民館事業の献上日高米づくり教室が「高崎市の公民館」の表紙に丁度使われておりまして、まさに地元の公民館活動のところでやらせていただいております。議会というところで見えていきますと、地区公民館

が各小学校区にほとんど設置されているのは全国的にも珍しいという認識に立ちながら、建物が老朽化し、どうしたら良いかという話が一番活発に出てきております。一方で小学校が近くにあります。小学校は外壁補修を中心にして耐震化が進みましたから、今の校舎を70年～80年ぐらい使用する方向性に舵を切ったのかなという感じで議会側ではみているところです。地域づくりの拠点となるわけですから、皆様に何をどのようにしたら良いのか具体的なポイントを色々と教えていただければ大変ありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。続いては高崎市区長会ご推薦の委員さんからお願いいたします。

区長会選出委員： 高崎市区長会には11のブロックがあります。私のところは西ブロックと言いまして、永きにわたり務めていただいた前ブロック会長さんがお辞めになったものですから、西ブロックの中で更に5つの地区が分かれていて、その5つの区長会長で協議の末、私が西ブロックの会長になることになりました。高崎市の11のブロックの区長会長さんはそれぞれ充て職と言いますか、色々な役職にあたっておりまして、それで私は公民館運営審議会を含めまして5つぐらいあたっておりまして、4月からスタートしたわけです。

公民館のあり方というのは区長会としましても地域住民のためにも考えなくてはいけないことだと思っております。今は少子高齢化で、高齢者が非常に多く、何年か先には5人に一人が認知症になると言われています。そういった時代が来る時にそれを防げるのは公民館ではないかと思っております。趣味サークルで公民館に行って色々な人に会ったりすることで認知症予防に役立つのではないかと思っております。

私も皆様にご指導いただきまして微力ながらお力になれるよう頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

公募の委員さんがお二人いらっしゃいます。次に公募の委員さん、お願いいたします。

公募委員 A： 私は群馬地域の出身ですので、群馬地域の公民館も大変気になるところです。

コロナ禍になってだいぶ状況が変わったように思います。大学の授業もそうですが、研修会や講演会をZ o o mやオンラインで行うことが大変多くなって

きました。ただ、Z o o mやオンラインで行うことの良さも非常に感じていますが、一方で私は社会教育というのはやはりみんなが集い、そこで話し合っ
て生まれくるものがとても大切なような気がします。そういったことも大切に
していきたいと思っております。前期の答申を少し拝見させていただきましたが、
大変立派な答申でした。それが今後公民館の中でどれだけ実践していけるのか
ということもしっかり見ていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。続いてよろしく願いいたします。

公募委員 B： 先ほど大学の授業の話もありましたが、私は現役の大学生でもございま
して、現在、大学3年生ですが、完全にオンライン授業となっており、最後に
大学に登校したのが1年半前というくらい大学に行かなくなっています。普段
は高崎市内の公民館で高齢者に対してスマートフォンやZ o o mの使い方を
教えたり、夏休みですと小学生向けの講座などの講師をしております。私たち
の組織は若い世代が多くいますので、大学生や高校生をスタッフとして様々な
公民館活動に参加させていただいております。もしかすると皆様と視点が少し
ずれているところがあるかも知れませんが、一生懸命やっていきたいと思
いますのでどうぞよろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。

再任の方も、新任の方も今日を皮切りに2年間大変お世話になります。どう
ぞよろしくお願い申し上げます。

ここで私の議事進行は終了となります。皆様のご協力に感謝申し上げます。
それでは事務局から連絡がございますので、よろしく願いいたします。

報告・連絡事項

事務局： ・令和3年度高崎市公民館運営審議会日程について

閉会

事務局： 次回の審議会は9月21日（火）午後1時30分から開催の予定となってお
ります。場所は六郷公民館でございます。こちらは主に平成29・30年度の
公民館運営審議会でご提言いただいた地域資源を生かした事業について、六郷
公民館の取り組みを紹介させていただく予定です。

それでは以上をもちまして、本日の審議회를終了いたします。暑い中ご協力
ありがとうございました。皆様お疲れ様でした。